

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 福島県人事委員会  
不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則
- 福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
- 口頭により開示請求を行うことができる個人情報を選定する件の一部を改正する件

### 福島県人事委員会

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十年三月二十日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

#### 福島県人事委員会規則第十一号

##### 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和三十三年福島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「審査請求」を「法第四十九条の二第一項の規定による審査請求（以下「審査請求」という。）」に、「去つた」を「離れた」に改め、同条第二項中「処分者とする」を「処分者という」に改める。

第三条に次の一項を加える。

5 人事委員会から当事者に対する通知その他の行為は、代理人が選任されている場合は、代理人にすれば足りるものとする。この場合において、二人以上の代理人が選任されているときは、いずれか一人の代理人にすれば足りるものとする。

第四条第一項中「書面審理又は口頭審理を行なわせることができる」を「第十四条から第四十六条までに規定する人事委員会の権限に属する事務を行なわせることができる」

に改め、同条第三項を削る。

第五条第一項中「処分についての法第四十九条の二第一項の規定による」を削り、同条第五項中「審査請求書及びその添付書類に記載した事項」を「請求者は、審査請求書及びその添付書類の記載事項」に、「場合には、請求者は、その都度」を「場合は、「」に改め、「人事委員会に」の下に「書面で」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項及び第四項を一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「次の各号」を「次」に改め、同項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 審査請求を代理人によつてする場合、審査請求書に委任状を添付しなければならない。

第七条及び第七条の二を次のように改める。

#### （審査の併合又は分離）

第七条 人事委員会は、必要があると認めるときは、当事者の申請又は職権により、同一の若しくは相関連する事件に関して行われた処分又は請求者若しくは処分者が同一である処分に係る審査請求の審査を併合し、又は分離することができる。

2 人事委員会は、前項の規定により審査請求の審査を併合し、又は分離したときは、その旨を当事者に通知するものとする。

（代表者）

第七条の二 審査の併合に係る事案の請求者は、その請求者のうちから代表者一人を選任し、及び解任することができる。

2 人事委員会は、代表者が選任されていない場合で必要があると認めるときは、代表者を選任させることができる。

3 請求者が代表者を選任し、又は解任したときは、書面により人事委員会に届け出なければならぬ。

4 代表者は、併合に係る事案の請求者のために、審査請求の取下げを除き、その事案の審査に関する一切の行為をすることができる。

5 前条第一項の規定に基づき併合された審査請求について、審査を分離した場合及び他の審査請求の審査との併合を行った場合には、第一項に規定する審査請求の代表者は、その地位を失う。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 併合された審査を分離した場合において、なお代表者のした審査請求と審査が併合されている他の審査請求の請求人がその代表者に関し異議を述べないとき。

二 他の審査請求の審査との併合を行った場合において、当該他の審査請求の請求人がその代表者に関し異議を述べないとき。

6 代表者が選任されている場合は、請求者に対する人事委員会の通知その他の行為は、代表者に対してすれば足りるものとする。

第八条第二項中「不備を補正させる」を「不備の補正を命ずる」に、「職権をもつて」を「職権により」に改める。

2 人事委員会は、審査請求を受理すべきものと決定したときはその旨を当事者に通知

するとともに審査請求書の副本を処分者に送付し、却下すべきものと決定したときは理由を付してその旨を請求者に通知しなければならない。

第十條を削る。

第十四條第二項中「書面をもつて」を「書面により」に改める。

第十七條第一項中「作成せしめなければならない」を「作成させるものとする」に改め、同條第三項中「次の各号」を「次」に改める。

第十八條及び第十九條第一項中「書面をもつて」を「書面により」に改める。

第二十九條第一項中「作成せしめなければならない」を「作成させるものとする」に改め、同條第三項中「次の各号」を「次」に改める。

第三十條第二項中「次の各号」を「次」に、「書面をもつて」を「書面により」に改める。

第三十一條中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改める。

第三十三條中「認める場合は」を「認めるときは」に改める。

第三十五條中「証拠を所持する者は」を「証拠を所持する者に対して」に、「この場合には」を「この場合において人事委員会は」に改める。

第三十七條及び第三十九條中「次の各号」を「次」に改める。

第四十四條第一項中「認める場合においては」を「認めるときは」に改める。

第四十七條の見出しを「(裁決及び裁決書の送付)」に改め、同條第一項中「これを書面に」を「裁決書を」に改め、同條第二項中「書面(以下「裁決書」という。)」を「裁決書」に、「次の各号」を「次」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 当事者の表示

第四十七條第三項中「送付しなければならない。この場合においては」を「送付するものとする。この場合において人事委員会は」に改める。

第四十八條中「認める場合においては」を「認めるときは」に、「書面をもつて」を「書面により」に改める。

第四十九條を次のように改める。

(裁決書の更正)

第四十九條 人事委員会は、裁決書に誤字、脱字その他これに類する明白な誤りがある場合には、いつでも、当事者の申出又は職権により更正することができる。

2 裁決書の更正は、裁決書の原本及び正本に附記して行うものとする。ただし、正本に附記することができないときは、更正通知書を当事者に送付して行うものとする。

第五十條第一項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同條第三項中「書面で行わなければならない」を「再審査請求書正副各一通を人事委員会に提出してしなければならない」に改め、同條第四項中「前項の書面(以下「再審査請求書」という。)」を「再審査請求書」に、「次の各号」を「次」に改め、「して、正副各一通を人事委員会に提出」を削り、同條第五項中「再審査請求書及びその添付書類に記載した事項」を「再

審査請求した者は、再審査請求書及びその添付書類の記載事項」に、「場合には、再審査請求した者は、その都度」を「場合は、」に改め、「人事委員会に」の下に「書面で」を加え、同項を同條第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 再審査請求書には、関係書類その他の資料を添付することができる。ただし、再審査の場合における審査の係属中においてもこれらの資料を提出することを妨げない。

第五十一條の見出し中「及び」を「又は」に改め、同條第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

人事委員会は、再審査請求書が提出されたときは、その記載事項、添付書類、再審査を請求する者の資格、再審査の請求の期限、再審査の請求等の事由等を調査し、その再審査の請求の受理又は却下を決定するものとする。この場合において、次に掲げる再審査の請求については、却下するものとする。

第五十一條第二項を次のように改める。

2 人事委員会は、再審査の請求を受理すべきものと決定したときは、その旨を当事者に通知するとともに、再審査請求書の副本を相手方当事者に送付し、却下すべきものと決定したときは、理由を付して、その旨を再審査を請求した者に通知しなければならない。

第五十一條第三項を削る。

第五十一條の二中「各号」を削り、「場合において」の下に「理由を付して」を加える。

第五十三條中「第十條及び第十條の二」を「及び第十條」に改める。

第五十五條中「次の各号」を「次」に改める。

第五十七條を次のように改める。

(雑則)

第五十七條 この規則に定めるもののほか、審査請求、審査手続、裁決及び再審査に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

職員の採用試験に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

福島県人事委員会

委員長 今野 順 夫

福島県人事委員会規則第十二号

職員の採用試験に關する規則の一部を改正する規則

職員の採用試験に關する規則(昭和五十七年福島県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第二福島県職員(民間企業等職務経験者)採用候補者試験の項を次のように改める。

福島県職員 (民間企業等職務経験者)採用候補者試験		行政事務	一般行政の事務(警察本部及び警察署等におけるものを除く。)に 関する業務に従事することを職務とする職	教養試験(多肢選択式) アビールシート試験 口述試験 論文試験 適性検査 資格調査
農 業 土 木	主として農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	教養試験(多肢選択式) 資格加点 アビールシート試験		
土 木	主として土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	口述試験 論文試験 適性検査 資格調査		

別表第二備考中九を十一とし、八を十とし、七の次に次のように加える。  
 八 「アビールシート試験」とは、自らの経験、県職員として働く意欲等についての記述式による筆記試験をいう。  
 九 「資格加点」とは、職務遂行に關係する資格を有する者に一定点を加点することをいう。

**附 則**

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(採用給与課)

**福島県人事委員会訓令第一号**

福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成三十年三月二十日

福島県人事委員会

委員長 今野 順 夫

**福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令**

福島県人事委員会事務局処務規程(昭和五十二年福島県人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。  
 別表第一事務局長の専決事項の欄第三十二号中「及び第二項」を削り、「から第十六

条まで」を「第十五条」に改め、「第二十六条第二項」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同欄中第五十九号を第六十一号とし、第四十二号から第五十八号までを二号ずつ繰り下げ、第四十一号の次に次の二号を加える。  
 四十二 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(平成三十年福島県人事委員会規則第九号)第八条第一項に規定する措置要求書の記載事項等の調査並びに同条第二項の規定による措置要求書の不備の補正の命令及び職権による不備の補正  
 四十三 不利益処分についての審査請求に関する規則(昭和三十三年福島県人事委員会規則第十一号)第八条第一項に規定する審査請求書の記載事項等の調査並びに同条第二項の規定による審査請求書の不備の補正の命令及び職権による不備の補正

**附 則**

この訓令は、平成三十年三月二十日から施行する。

(総務審査課)

**福島県人事委員会告示第一号**

口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を定める件(平成十八年福島県人事委員会告示第二号)の一部を次のように改正し、平成三十年四月以降に合格者を発表する試験から適用する。  
 平成三十年三月二十日

福島県人事委員会

委員長 今野 順 夫

福島県職員(民間企業等職務経験者)採用候補者試験	一 第一次試験 ア 教養試験及び論文試験の得点及び適否 イ 総合順位及び総合得点 二 第二次試験 ア 口述試験の得点 イ 適性検査の適否 ウ 総合順位	福島県(民間企業等職務経験者)採用候補者試験	福島県行政事務職員(民間企業等職務経験者)採用候補者試験
--------------------------	---	------------------------	------------------------------

<p>一 第一次試験 ア 教養試験、アピ ルシート試験及び 論文試験の得点及 び適否 イ 総合順位及び総 合得点 二 第二次試験 ア 口述試験の得点 イ 適性検査の適否 ウ 総合順位</p>	<p>一 第一次試験 ア 教養試験、アピ ルシート試験及び 論文試験の得点及 び適否 イ 資格加点の得点 ウ 総合順位及び総 合得点 二 第二次試験 ア 口述試験の得点 イ 適性検査の適否 ウ 総合順位</p>
---	---

に改める。

(採用給与課)